

特別養護老人ホーム入所指針の改定について

1 概要

特別養護老人ホーム入所希望者名簿（以下「名簿」という。）の登載者数は、5年10月時点で360人であるが、入所、辞退等の事由により年間約300人が登載を終了するため、入所希望者数は近年横ばい傾向にある。このうち、名簿には予約的な申込みや要医療の状況等で入所に至らない方も含まれるため、施設の空床発生時に入所者が見つからない事例も生じている。

また、要介護1又は2の方に対する「特例入所」に関して、国から『指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について』の一部改正について（令和5年4月7日老高発0407第1号）が発出され、地域の実情等を踏まえた適切な運用を図ることが示され、対象者の適切かつ円滑な入所が求められた。

このような今般の現状を踏まえ、空床発生時に入所希望者が円滑に入所できる環境を整えていくため、「文京区特別養護老人ホーム入所指針」（平成15年4月14日区長決定。以下「入所指針」という。）を改定する。

2 入所指針の改定内容

(1) 特別な事由による入所要件の追加

名簿の登載基準日は年4回（1・4・7・10月）のため、入所申込み後から名簿登載前までは入所できない期間となる。一方で、空床発生時に入所者が見つからない状況もあるため、入所率が90%以下の施設において、入所希望者の入所基準の合計点が当該期間の名簿Aグループに該当する場合は、次期名簿登載前に当該施設への入所を可能にする。

(2) 同点時の名簿登載順の変更

予約的な申込みを防ぐため、同点時の順位付けを入所申込順から生年月日順に改める。

(3) 申込有効期限の設定【新設】

入所意向を確認するため、申込みの有効期限（申込日から3年後の年末まで）を設ける。

(4) 申込施設数の上限の設定【新設】

施設数の増加を踏まえ、区内施設の申込件数を最大5件までにする。

(5) 特例入所に関する事項の見直し

本区の特例入所は、名簿Aグループに該当する要介護1又は2の方を対象にしているが、実情を踏まえた見直しを行い、入所指針に明記する。

3 周知

下記4のスケジュールに合わせ、ホームページ、区報等で周知する。

また、名簿登載者には、名簿の順位通知（毎年7月）に合わせ、個別に案内を送付する。

4 スケジュール（予定）

令和6年 1月 2(1)の運用開始

7月 名簿の管理システムを改修の上、2(2)から(5)までの運用開始